

令和元年7月1日
延岡河川国道事務所

記者発表資料

河川事業に伴う建設発生土の受入地募集について
～建設発生土(土砂、岩塊)は必要ありませんか?～

延岡河川国道事務所では、洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。掘削工事により発生した土砂は、関連工事または他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施を考えております。

そこで、工事の効率的・経済的な実施ならびに建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等をお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集します。

受入地募集に関する詳細は、別添資料をご覧ください。

【受入地募集期間】

令和元年7月1日(月)～令和元年9月30日(月)

【別添資料】

- ・建設発生土受入地募集の概要について
- ・令和元年度 五ヶ瀬川水系土砂掘削予定箇所 位置図
- ・【提出書類】建設発生土「受入申込書」
- ・【参考資料】延岡河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受け入れに関する覚書および確認書

—お問合せ先—

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

TEL:0982-31-1155(代表)

【河川】技術副所長

あべ 安部

つよし 剛

工務第一課長

わたなべ 渡邊

まさひろ 正弘

建設発生土「受入地募集の概要」について

1. 応募の主旨

延岡河川国道事務所では、洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。掘削工事により発生した土砂は、関連工事又は他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施を考えております。

そこで、工事の効率的・経済的な実施ならびに建設発生土の有効利用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等をお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集します。

2. 応募要件

(1) 応募出来る方

以下の期間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です）。

(2) 土地の要件

- ①土砂発生場所(天下地区付近)からの運搬距離が50km未満の位置に存在すること(運搬距離が短い受け入れ地を優先します)。
- ②埋立(盛土)土量が、1,000立方メートル程度を超えるものとする。
- ③大型ダンプトラック(10t車)で土砂(岩砕含む)の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 : 令和元年7月1日(月)～令和元年9月30日(月)

(2) 必要書類 : 次の書類を、郵送又は持込にて提出して下さい。

- ①建設発生土「受入申込書」→別添の用紙
- ②土地所有者の同意書
- ③埋立等の許可証の写し(※取得中であれば取得後提出。)
- ④埋立位置を示した地図

4. 応募後

応募頂きました土地につきましては、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について現地立会及びヒアリング等にて、受け入れ地として適した土地であるかについて確認させて頂きます。また、その結果は、随時応募者へ通知します。

*選考にあたっては、申し込み多数の場合や他の処分場の状況により、コスト比較をさせていただきますので、条件をクリアしても選定されない場合があることをご了承下さい。

5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います（無料）。
- ②建設発生土の減、公共事業への搬入により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合があります。
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続き及び施工を、申し込み者において確実に行ってください。
- ④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いします。
- ⑤建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的にて使用したり、他の場所へ搬出することはできません。
- ⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ⑧建設発生土の受入期限については、令和2年3月31日までを予定しています。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所
〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
TEL：0982-31-1164
FAX：0982-33-6907
担当：工務第一課 渡邊（内線311）、白鳥（内線312）

※ホームページも併せてご覧下さい。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>

令和元年度 五ヶ瀬川水系土砂掘削予定箇所 位置図



申込日 令和 年 月 日

建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 殿

郵便番号： _____
住 所： _____
氏 名： _____ 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____ (内線)

延岡河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書（案）

建設発生土の有効利用を図るため、「平成15年10月3日付け 建設発生土等の有効利用に関する行動計画 国土交通省事務次官通知」に基づき延岡河川国道事務所（以下「甲」という。）が施工する河川工事で発生する土砂（以下「建設発生土」という。）を〇〇〇〇（以下「乙」という。）が準備する土地において土砂を有効利用目的とした捨土をすることに関して、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、建設発生土の有効利用にあたり、甲乙が協議の上、相互の事業が円滑に進むことを目的とする。

（位置）

第2条 甲の建設発生土を受け入れるために乙が準備する土地は、添付に示すとおりにする。

（建設発生土）

第3条 甲が搬出する建設発生土については、以下のとおりとする。

- ・土 質 〇〇土
- ・搬出量 約00,000m³
- ・搬入場所 〇〇市〇〇町〇〇

（施工区分及び費用負担）

第4条 甲の建設発生土の搬出・運搬及び乙の所有する土地に関する施工及び費用区分は次のとおりとする。

- 一 甲：建設発生土の搬出・運搬、敷均しの費用
搬入口付近の交通誘導員の配置
- 二 乙：土地内の管理

（協議等）

第5条 甲が実施する河川工事に伴う建設発生土搬出・運搬を円滑に進めるため、次の事項について、甲乙協議をして、その詳細を決定するものとする。

- 一 交通誘導員については甲が、必要な箇所に配置する。
- 二 上記第3条一号の施工に関する品質管理は、河川土工の残土受入地での処理とし、甲の品質管理基準に準拠して甲が行う。
ただし、施工後の品質は、甲乙が現場及び書面において確認を行い、この確認をもって引き渡しとする。引き渡し後の全ての責は、乙に帰属する。
- 三 搬出可能予定日 覚書締結後～乙が指示する期間まで

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期限は令和2年3月31日までとする。

なお、甲の事業内容の延伸に伴い、建設発生土の搬出の追加が必要になった場合は、甲乙協議の上、本覚書の有効期限の延長を行うものとする。

(その他)

第7条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議を行い定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

国土交通省 九州地方整備局

延岡河川国道事務所長

○ ○ ○ ○ 印

乙 宮崎県〇〇市〇〇町

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

○ ○ ○ ○ 印

確 認 書

令和〇〇年〇月〇日付『延岡河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書』第10条に基づき当方所有の土地（宮崎県〇〇市・町〇〇番地〇〇）への建設発生土の搬入については、完了したことを確認致しました。

なお、今後は、搬入された建設発生土の維持管理及び隣接土地所有者等との調整については、当方で責任をもって対処致します。

令和〇〇年〇月〇日
住所 〇〇市・町〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印